

令和6年5月17日

令和6年 第2回

東大和市教育委員会臨時会会議録

東大和市教育委員会

令和6年第2回東大和市教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 令和6年5月17日（金曜日）午前10時00分～午前10時13分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第1・第2会議室

3. 出席委員 1番 岡 田 博 史（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

4. 欠席委員 5番 鈴 木 一 徳

5. 説明職員

教 育 部 長 田 口 茂 夫

教育部参事兼
教育指導課長

石 田 玲 奈

教育総務課長 加 藤 泰 正

生涯学習課長

岩 野 秀 夫

6. 書 記

庶務係長 長 瀬 由美子

主 任 神 山 健 輔

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 第 27 号議案 東大和市清原中央公園運動広場の管理について

◎開会の辞

○岡田教育長 それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第2回東大和市教育委員会臨時会を開催いたします。

本日、鈴木委員が欠席となっておりますので御承知おきください。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、内野委員にお願いいたします。

○内野委員 承知しました。

◎日程第2 第27号議案 東大和市清原中央公園運動広場の管理について

○岡田教育長 日程第2、第27号議案 東大和市清原中央公園運動広場の管理について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第27号議案 東大和市清原中央公園運動広場の管理につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東京都によりまして整備されております東大和市清原中央公園運動広場につきましては、本年8月に東京都から市に譲与される予定となっており、譲与された後、市が管理することとなります。

この東大和市清原中央公園運動広場の管理につきまして、東大和市体育施設等に関する条例施行規則第14条第3号の規定に基づき、現在の体育施設等の指定管理者に公募によらずに管理を行わせるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。議案資料を御覧ください。

初めに、ローマ数字Ⅰの現指定管理者の指定の内容についてであります。現在の指定管理者に管理を行わせている東大和市体育施設等の公の施設につきましては1のとおりであります。

2としまして、指定管理者となる団体の名称、所在地であります。名称は、ロンド・スポーツクリーン工房共同事業体であります。代表団体は、株式会社ロンド・スポーツ、構成団体は、株式会社クリーン工房、所在地はそれぞれ記載のとおりであります。

3の指定の期間としましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

続きまして、ローマ数字のⅡ、現指定管理者に新たに管理を行わせようとする公の施設であります。1の名称につきましては、東大和市清原中央公園運動広場、2の指定の期間としましては、東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例の施行日から令和7年3月31日までとするものであります。

続きまして、ローマ数字のⅢ、公募によらないこととする理由についてであります。現指定管理者が他の体育施設等と一体的に管理運営することにより、利用者にとっては管理運営が一者になることから、利便性を保つとともに、効果的、効率的な行政サービスの提供につながるためであります。

続きまして、ローマ数字のⅣ、今後のスケジュールであります。本臨時会にて教育委員の皆様から御承認いただけたら、速やかに現指定管理者との調整を進めます。

2としまして、令和6年第2回市議会定例会において、指定管理者の議決及び指定管理委託料の増額予算の補正を行います。

3としまして、市議会定例会の議決後、現指定管理者との協定を締結し、その後は、東大和市清原中央公園運動広場の利用開始に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑があれば、御発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 質問ですが、先日、別の会議でこの運動広場だけではなくて、他に建物もあると思いますが、そこに飲食店ができたり、会議室や、展示場などもつくられると聞きました。また管理者はロンド・スポーツさんではなく、他の名称を聞いていたのですが、運動広場と建物の管理者は違うのでしょうか。

○岡田教育長 岩野生涯学習課長。

○岩野生涯学習課長 御質問の内容につきまして、現在、東京都で整備されております人工芝のグラウンドの脇に管理棟がございます。こちらの管理棟を市で整備を進めております。ただ、この管理棟につきましては、事務室やお手洗い、また備品関係をしまう倉庫を予定しておりまして、その飲食店というような店舗展開は今のところ考えてございません。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 今、委員からお話しのありましたところというのは、恐らく、スーパーが新しくできまして、その近辺にも新たに様々な施設が展開されてきている場所のことかと思います。そこは現在東京都が民活の活用として、スーパーや薬局など、様々な事業を始めていると伺っておりますが、その中に新たに委員がおっしゃった施設ができるのかもしれませんが。

東大和市で管理するところは、サッカーグラウンドの東側のほうにある駐車場と管理棟になります。現在、市のほうでは進めてございますが、市が管理する施設の中に、委員がお話しになられた施設についてはないのが現況でございます。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかに御質疑ございますでしょうか。

内野委員。

○内野委員 公募によらないことにする理由として、利用者側に立った利便性を保てるという部分ではとてもよいと思いました。

1点質問ですが、この指定期間が終わる令和7年3月31日以降も、この指定管理者の方に体育館やプールなどと一緒に運動広場の管理もしていただくということによいでしょうか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 令和7年4月1日以降につきましては、現在、内部で調整をしております。方向性としましては、委員がお話しになりました市民の利便性がやはり第一であると我々も考えております。継続して、現在の指定管理者にするかどうかということも含めまして、現在協議中でございますので、市民の利便をこのまま享受していただくような形で考えてまいります。

以上です。

○岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。

岩田委員。

○**岩田委員** 今の体育館などの施設には管理しているところの名前がついたりしますが、この運動広場にもそういった名前がつくようになりますでしょうか。

○**岡田教育長** 田口教育部長。

○**田口教育部長** 現時点では期間がまだ短いということもございますので、先ほど内野委員からお話しがございましたように、その次の問題もございます。仮に、来年の4月に新たに管理者を変える場合、この短期間のうちに新たに名称も変わってしまうということになりますと、切替えなどの様々な問題が出てきます。これから指定管理者と協議にもなりますが、期間も短く難しいと考えております。今のところ、名称についてはまだ決定事項はございませんので、取りあえずはこちらに記載されている名称となります。

○**岡田教育長** ほかにいかがでしょうか。
藤宮委員。

○**藤宮委員** ここの近所の方たちから「夜は使わないのですか」と聞かれたので、「照明が使えないと聞いたから夜は使わないのではないか」と答えてしまいましたが、実際どうでしょうか。

○**岡田教育長** 岩野生涯学習課長。

○**岩野生涯学習課長** 施設の開場時間につきましては、令和6年第1回定例会において、条例改正の承認をいただいております、3月から10月までは午後7時まで、11月から2月までは午後4時までといたしまして、夜間の使用は想定されておられません。
以上でございます。

○**岡田教育長** ほかにいかがですか。

1つ確認で、私からよろしいですか。

Ⅲの公募によらないこととする理由についてですが、利用者にとって管理運営が一者になることから、利便性を保つとともに、効果的、効率的な行政サービスの提供につながるとあります。具体的にどんなことが一者にすることによって効果的又は効率的なのかというところを確認したいと思いました。

岩野生涯学習課長。

○**岩野生涯学習課長** 清原中央公園の運動広場は、様々な競技ができますが、例えばサッカーですと、同じ体育施設では桜が丘市民広場もサッカーができます。例えば、清原中央公園運動広場を使いたいが予約がいっぱいで使えなかったという

場合、管理が一者であれば、その場で桜が丘市民広場のほうの御案内も可能になるかと思います。そういった形で問合せ先が一者になることによって、様々な体育施設の御案内等が可能となり、利便性につながると考えてございます。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。あくまでも市民の利便性を第一に考えると、公募によらずに一者にしたということによろしいですか。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第27号議案 東大和市清原中央公園運動広場の管理について、本件を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたします。

これをもちまして、令和6年第2回東大和市教育委員会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前 10時13分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

会 議 録 署 名 委 員